

◎新潟県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 雷土新田浦佐線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市茗荷沢1422番4から魚沼市十日町字八色原1689番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月28日